

2012年5月10日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の
規定による事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2012年4月27日付けで諮問（第503号）された高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

後期高齢者医療制度は平成20年4月から施行されたが、資格・賦課・徴収等の事務処理については、平成19年5月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第251号によりコンピュータ処理が認められ、後期高齢者医療市町村システム（以下「後期システム」という。）により運用を行っている。

各事務処理で保険料に関しては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条により、市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている。

平成16年1月30日付け答申第124号により、市税及び国民健康保険料（以下「国保料」という。）の滞納処分業務についてコンピュータの処理及びコンピュータの結合について必要性があると認められ、藤沢市新滞納管理システムが導入された。

その後、国保料の滞納整理業務について、平成21年10月8日付け答申第406号により、コンピュータ処理の必要性が認められ、平成21年度から保

除年金課国保滞納管理システムを導入して、管理・運用を行っている。

「平成15年度税・料等収入確保の基本方針」の中に税・料の連携を強化し、効率的な徴収を図る。」と定められており、「情報の共有化により限られた職員で労力、時間、経費を削減する。」という報告がされている。

国保料については、平成23年度から保険年金課国保滞納管理システムに納税課経過記録参照機能を追加し、市税滞納者との交渉経過記録を参照しながら、滞納整理業務を行っている。

後期高齢者医療保険料は、平成22年度から不納欠損が生じたが、収納率の向上のためには、現行の保険年金課国保滞納管理システムに、後期高齢者医療保険料の科目を追加して情報のシステム化を図り、税や国保料の交渉経過記録を参照し、効率的な滞納整理業務が行える仕組みを構築する必要が生じている。

そこで、この業務において取り扱う個人情報について、条例第18条の規定に基づき、その適否について諮問するものである。

なお、後期高齢者医療市町村システムと保険年金課国保滞納管理システムは夜間バッチ処理のため、条例第19条のコンピュータの結合はない。

(2) コンピュータ処理の必要性

現在、後期高齢者医療保険料の滞納整理業務にかかる滞納者との経過記録等については紙台帳で管理しており、情報の登録・削除・検索はすべて手作業により処理しているため効率的とはいえず、また、後期システムの稼働時間（8時30分から17時15分）の関係や、滞納処分に係る各種手続きの複雑性から、十分な滞納整理が行えていない状況である。

以上のような理由から、滞納整理にかかる事務処理について、迅速かつ正確な対応ができるようシステム化を図る必要があり、税及び国保で管理している経過記録等の情報を共有することで、同一の納付義務者に対して効率的な滞納整理業務を行うことが可能となるため、コンピュータ処理を行うものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報の項目

滞納整理業務を行う上で必要な基本項目（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・賦課額・収納額）については、現在運用している後期システムから取得する。

滞納処分執行に関する事項（資産情報・年金情報・給与情報・預金情報）については、国税徴収法の例（第141条 質問及び検査）によって情報の保有者から取得する。

(4) システムの機器構成

システムの機器構成については、次のとおりである。

ア サーバ 1台

イ クライアント（現在国保システムの端末と兼用） 18台

ウ 管理端末 1台（システムメンテナンス用。通常は鍵付キャビネットに保管）

(5) コンピュータ処理の内容

現行の保険年金課国保滞納管理システムに後期高齢者医療保険料の科目を追加し、次の処理を行う。

ア 後期高齢者医療保険料の賦課・収納情報の蓄積・検索・抽出

イ 滞納者との経過記録データの蓄積・管理・検索・抽出

(6) 安全対策及び日常的な処理体制

ア 収集と取扱い

前述の項目について、基本事項部分については後期システムにより処理をした内容をあらかじめ定めた方法で、夜間バッチ処理により自動連携する。滞納処分にかかる情報については、国税徴収法の例（第141条 質問及び検査）により取得し、職員が手作業で入力処理を行う。

イ 端末に係る操作者の制限

システムの利用者は、業務を担当する職員及び後期高齢者医療保険料徴収専門相談員にのみ限定し、個人単位でID及びパスワードの設定及び操作履歴を残すことで利用者の管理を行う。

ウ 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては、専用のサーバを導入し、操作端末は現在国保システムで利用している端末を使用するため外部との接続（インターネット）は行わない。

システム内に格納されるデータについては、全て暗号化され内部で処理し、実際のデータは、セキュリティの担保されたサーバ室内に置かれたサーバ内でのみ処理をする。後期システムからのデータ更新は業務系LANを使用するため、外部との接続はない。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期

平成24年6月（予定）

(8) 提出資料

ア システム業務フロー

イ システム構成図

ウ 個人情報取扱事務届出書

エ 平成15年度税・料等収入確保の基本方針

オ 関係法令

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

現在、後期高齢者医療保険料の滞納整理業務にかかる滞納者との経過記録については紙台帳で管理しており、情報の登録・削除・検索はすべて手作業により処理しているため効率的とはいえず、また、後期システムの稼働時間（８時３０分から１７時１５分）の関係や、滞納処分に係る各種手続きの複雑性から、十分な滞納整理が行えていない状況である。

このような理由から、滞納整理にかかる事務処理について、迅速かつ正確な対応ができるようシステム化を図る必要があるとあり、税及び国保で管理している経過記録等の情報を共有することで、同一の納付義務者に対して効率的な滞納整理業務を行うことが可能となるため、コンピュータ処理を行うものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策上の措置を講じている。

ア 収集と取扱い

基本事項部分については、後期システムにより処理をした内容を、あらかじめ定めた方法で夜間バッチ処理により自動連携する。滞納処分にかかる情報については、国税徴収法の例（第１４１条 質問及び検査）により取得し、職員が手作業で入力処理を行う。

イ 端末に係る操作者の制限

システムの利用者は、業務を担当する職員及び後期高齢者医療保険料徴収専門相談員にのみ限定し、個人単位でＩＤ及びパスワードの設定及び操作履歴を残すことで利用者の管理を行う。

ウ 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては、専用のサーバを導入し、操作端末は現在国保システムで利用している端末を使用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。

システム内に格納されるデータについては、全て暗号化され内部で処理し、実際のデータは、セキュリティの担保されたサーバ室内に置かれたサーバ内でのみ処理をする。後期システムからのデータ更新は業務系ＬＡＮを使用するため、外部との接続はない。

システムの運用に際しては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、個人情報保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

